

○有害水バラスト処理設備業務要領 改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>【目次】</p> <p>【別紙3】相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例)</p> <p>【別紙4】手数料納付書様式 (記載例)</p> <p>【別紙5】型式の変更等の届出書様式</p>	<p>【別紙3】型式の変更等の届出書様式</p>	<p>新設 (手続きの明確化)</p> <p>番号ズレ</p>
<p>第1章 凡例</p> <p>改正省令：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成26年国土交通省令第81号) 附則</p> <p>※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の附則中、「附則 (平成26年10月9日国土交通省令第81号)」に規定。</p>	<p>第1章 凡例</p>	<p>新設 (文言の明確化)</p>
<p>第3章 型式指定</p> <p>(条約が日本国において効力を生じる日 (平成29年9月8日。以下同じ) までは、「型式指定」は「相当指定」と読み替えるものとする。以下同じ)</p>	<p>第3章 型式指定</p>	<p>新設 (文言の明確化)</p>
<p>3.1 型式指定申請について</p> <p>3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の2様式 (改正省令附則第6条関係)】</p>	<p>3.1 型式指定申請について</p> <p>3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の2の8関係】</p>	<p>文言の明確化</p>
<p>(1) 型式指定申請書 (検査規則第1条の2の2様式 (第1条の2の8関係))</p> <p>※相当指定申請書は、改正省令附則第1号様式 (附則第6条関係) によること (別紙3の記載例を参照)。</p>	<p>(1) 型式指定申請書 (検査規則第1条の2の2の2の様式)【検査規則第1条の2の8第1項関係】</p>	<p>文言の明確化</p>
<p>(イ) 「型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型</p>	<p>(イ) 「型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型</p>	

式」欄のうち、名称は有害水バラスト処理設備の名称を（例、国土交通 Ballast water management system）、型式は有害水バラスト処理設備の型式名を（例、MLIT-BW）記載されていること。

取式」欄のうち名称は、法第17条の2第4項に定める環境大臣への意見聴取の有無によって次の例により記載されていること。なお、法第17条の2第4項に定める環境大臣への意見聴取の有無については、「附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準〈2〉定義(1)」に定める「活性物質」の使用の有無により判断すること。

(例1) 活性物質を使用する場合
 有害水バラスト処理設備（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第4項に定める方法により有害水バラストの処理を行うもの）

(例2) 活性物質を使用しない場合
 有害水バラスト処理設備（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第4項に定める方法により有害水バラストの処理を行わないもの）

(ハ) 「備考」欄には、型式指定を受けようとするBWMSの処理方式が記載されていること。(例、処理方式：UV+Filterなど) また、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用するBWMSの場合、「活性物質を使用」と記載されていること。

新設（情報の追加）

(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））【検査規則第45条関係（改正省令第22条関係）】
 ※相当指定の手数料納付書は、検査規則第20号様式である。

(2) 手数料納付書（検査規則第22号様式）【検査規則第45条関係】

文言の明確化

(イ) 「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること（別紙4の記載例を参照）。

※相当指定の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項に規定する相当指定」と記載されていること。

新設（文言の明確化）

(ロ) 所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表

//

<p>第1の3 (第45条関係) 又は別表第1の4 (第45条関係) によること。 ※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則別表第1(附則第22条関係) 又は附則別表第2 (附則第22条関係) によること。</p> <p>(12) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】 (イ) 社内組織図(均一性確認検査を実施する部署及び管理責任を有する部署には、記号や枠線で識別してあること) (ロ) 検査部門組織表(均一性確認検査を実施する組織名及び職務分掌が分かるもの)</p> <p>(13) 均一性確認検査の実施要領を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】 (イ) 品質管理工程表(均一性確認検査の全体の流れが分かるもの)</p>	<p>(12) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】 (イ) BWMS を構成する主要な機器の全てについて、均一性確認検査の実施制が確認できるものであること。 (ロ) 均一性確認検査の実施について、管理責任を有する部署が明確になっているものであること。</p> <p>(13) 均一性確認検査の実施要領を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】</p>	<p>(ロ) BWMS を構成する主要な機器のリスト(機器の名称、型式名、製造者名、ISO9001の取得有無を含めておくこと)</p> <p>(ハ) BWMS を構成する主要な機器を製造する際に行われる均一性確認検査(受入検査、製造中の検査(BWMS 構成する主要な機器を製造者等以外の者に製造させている場合(以下「外注している場合」という)、製造中の検査については含まないこととして差し支えない)及び完成品検査)について、それぞれの検査の可否基準、検査の方法及び検査の記録が含まれていること。</p> <p>(ニ) 均一性確認検査に使用する計測器具及び設備の一覧表並びに保守管理方法が含まれていること。</p>	<p>新設(提出書類の明確化)</p> <p>”</p> <p>文言の明確化</p> <p>文言の明確化</p>
--	---	--	--

<p>(ホ) 均一性確認検査の記録について、記録様式及び保存方法（保存期間、保存する部署等）が含まれていること。</p> <p>3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.1.1 (9)から(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の力量が適正であることを確認し、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(3)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に施行前試験合格証明書が交付されているもの又は外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受けるものから承認を受ける際に施行されたG8ガイドラインに基づき試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用すること(1)から(3)までの試験の全部又は一部を省略することができる</p> <p>3.4.1 型式指定書の交付【検査規則第1条の2の11関係】</p> <p>申請書類の書類審査の結果、型式指定試験の結果及び均一性確認検査にかかる事項から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第1号の2の3様式に定める型式指定書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合には、当該証明書は返納させた上で、型式指定書を交付すること。</p> <p>3.5 変更承認</p> <p>3.5.1 変更承認申請【検査規則第1条の2の12関係（改正省令附則第10条関係）】</p> <p>3.5.2 申請書類【検査規則第1条の2の12関係（改正省令附則第10条関係）】</p> <p>(1) 変更承認申請書（検査規則第1号の2の4様式（第1条の2の12関係））</p>	<p>(ハ) 均一性確認検査の記録について、記録様式及び保存方法（保存期間、保存する部署等）が含まれていること。</p> <p>3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.1.1 (9)から(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の力量が適正であることを確認し、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(3)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受ける際に施行されたG8ガイドラインに基づき試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用すること(1)から(3)までの試験の全部又は一部を省略することができる</p> <p>3.4.1 型式指定書の交付【検査規則第1条の2の11関係】</p> <p>申請書類の書類審査の結果、型式指定試験の結果及び均一性確認検査にかかる事項から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第1号の2の3様式に定める型式指定書を交付すること。</p> <p>3.5 変更承認</p> <p>3.5.1 変更承認申請【検査規則第1条の2の12関係】</p> <p>3.5.2 申請書類【検査規則第1条の2の12第1項、第2項及び第3項関係】</p> <p>(1) 変更承認申請書（検査規則第1号の2の4様式）【検査規則第1条の2</p>		<p>素 文 言 の 適 正 化</p> <p>手 続 き の 明 確 化</p> <p>文 言 の 適 正 化</p> <p>文 言 の 適 正 化</p>
---	--	--	---

<p>係) ※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第4号様式(附則第10条関係)によること。 3.1.1(1)に準じて記載されていること。 (2)手数料納付書(検査規則第22号様式(第45条関係)) ※条約が日本国において効力を生じる日以降も、検査規則第20条様式によること。 (イ)「申請事項欄」には「変更承認」と記載されていること(別紙4の記載例を参照)。 (ロ)3.1.1(2)(ロ)に準ずること。</p>	<p>の12第1項関係】 3.1.1(1)に準じて記載されていること。 (2)手数料納付書(検査規則第22号様式)【検査規則第45条関係】 「検査事務取扱要領 3.手数料関係」によること。</p>	<p>文言の明確化</p>
<p>3.7.1 均一性確認検査の記録の報告【法第48条第1項及び検査規則第1条の2の10関係】 検査規則第1条の2の10に定める均一性確認検査の記録について、製造者等に対し、その記録の写しを検査測度課長あて1年に1度、年度ごとにもとめ報告させること。なお、報告は、地方運輸局等を経由せず、検査測度課長あてに直接報告させること(対象は日本籍船に限る)。また、報告される記録の写しは電磁的記録媒体によりこれを提出しても差し支えない。</p>	<p>3.7.1 均一性確認検査の記録の報告【法第48条第1項及び検査規則第1条の2の10関係】 検査規則第1条の2の10に定める均一性確認検査の記録について、製造者等に対し、その記録の写しを検査測度課長あて1年に1度、年度ごとにもとめ報告させること。なお、報告は、地方運輸局等を経由せず、検査測度課長あてに直接報告させること。また、報告される記録の写しは電磁的記録媒体によりこれを提出しても差し支えない。</p>	<p>文言の明確化</p>
<p>第4章 設備確認 (条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認」と読み替えるものとする。以下同じ)</p>	<p>第4章 設備確認 4.1 設備確認申請について 4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係】 BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した</p>	<p>新設(文言の明確化)</p>
<p>第4章 設備確認 4.1 設備確認申請について</p>	<p>第4章 設備確認 4.1 設備確認申請について 4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係】 BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した</p>	<p>文言の明確化</p>

<p>図書目録を添付させること。</p> <p>(1) 設備確認申請書(検査規則第1号様式(第1条の2第1項関係)) ※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式(附則第6条関係)によること(別紙3の記載例を参照)。</p> <p>(イ) 「受けようとする設備確認の種類」欄には、事前に申請者と本省とで調整の上、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号に規定する確認」又は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認」のいずれかを記載させること。相当確認の場合、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。</p> <p>(ロ) 3.1.1.(1)(ロ)に準ずること。</p> <p>(ハ) 3.1.1.(1)(ハ)に加え、「備考欄」には、設備確認を受けようとするBWMSの製造番号(例製造番号:123-456)を記載すること。</p>	<p>図書目録を添付させること。</p> <p>(1) 設備確認申請書【検査規則第1号様式】【検査規則第1条の2第1項関係】</p> <p>3.1.1.(1)に準じて処理すること。</p>	<p>文言の明確化</p>
<p>(2) 手数料納付書(検査規則第20号様式(第45条関係))</p> <p>(イ) 「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること(別紙4の記載例を参照)。</p> <p>※相当確認の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。</p> <p>(ロ) 3.1.1.(2)(ロ)に準ずること。</p> <p>4.3.1 設備確認書の交付【検査規則第1条の2の3関係】</p> <p>申請書類の書類審査及び設備確認試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合しているものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第1号の2様式に定める設備確認書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合</p>	<p>(2) 手数料納付書【検査規則第22号様式】【検査規則第45条関係】</p> <p>「検査事務取扱要領3.手数料関係」によること。</p> <p>4.3.1 設備確認書の交付【検査規則第1条の2の3関係】</p> <p>申請書類の書類審査及び設備確認試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合しているものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第1号の2様式に定める設備確認書を交付すること。</p>	<p>文言の明確化</p>
		<p>手続きの明確化</p>

<p>には、当該証明書は返納させた上で、本設備確認書を交付すること。</p>	<p>附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目</p>	<p>文言の明確化</p>
--	--	---------------

チェック項目	チェックポイント
均一性確認検査従事者の状況	<p>チェックポイント</p> <p>(1) 検査従事者の数、力量、組織は均一性確認検査の円滑な運用に支障はない状態か。</p> <p>(2) 均一性確認検査の責任者及び責任部署が明確になっているか。</p>
均一性確認検査の実施状況	<p>(1) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査の内容について、BWMSを構成する主要な機器が型式指定を受けた物と同一の性能を有することを確認出来る検査方法となっているか。(BWMSを構成する主要な機器を外注している場合、上記「製造中の検査」を「受入検査」としても構わない)</p> <p>(2) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査が指定を受けた際に承認された方法で行われているか。(BWMSを構成する主要な機器を外注している場合、上記「製造中の検査」を「受入検査」としても構わない)</p> <p>(5) BWMSを構成する主要な機器を外注している場合、製造者等がその機器に対し均一性が確保されることを対注先に対し、どのように確認を行っているのか。(外注先の選定方法、定期的な監査の実施など)</p>

チェック項目	チェックポイント
検査従事者の状況	<p>(1) 検査従事者の数、力量、組織は均一性確認検査の円滑な運用に支障はない状態か。</p> <p>(2) 均一性確認検査の責任者及び責任部署が明確になっているか。</p>
検査の実施状況	<p>(1) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査の内容について、BWMSを構成する主要な機器が型式指定を受けた物と同一の性能を有することを確認出来る検査方法となっているか。</p> <p>(2) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査が指定を受けた際に承認された方法で行われているか。</p> <p>(5) BWMSを構成する主要な機器を製造者等以外の者が製造している場合、製造者等がその機器に対し均一性が確保されることを確認しているか。</p>

<p>均一性確認検査に使用される計測機器及び設備の整備及び管理状況</p>	<p>(1) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査を行うのに十分な精度、能力のものが整備されているか。(BWMSを構成する主要な機器を外注している場合、上記「製造中の検査」を「受入検査」としても構わない)</p>
<p>均一性確認検査記録の整備状況</p>	<p>(1) 検査記録が社内規格どおり適切に整理、保管されているか。 (2) 検査記録が必要な部門に対して報告され、活用されるような事例はあるか。</p>
<p>検査に使用される計測機器及び設備の整備及び管理状況</p>	<p>(1) 受入検査、製造中の検査及び完成品検査を行うのに十分な精度、能力のものが整備されているか。</p>
<p>検査記録の整備状況</p>	<p>(1) 検査記録が社内規格どおり記録され、集計整理されているか。 (2) 検査記録が必要な部門に対して報告され活用されているか。</p>

【別紙 3】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）

【別紙 3】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）

別紙一号様式（特別第六条関係）（平成 26 年令第 81 号関係）

相当指定等申請書

年月日

国土交通大臣 東京都市計画区域調整委員会
 ○○株式会社
 代表取締役社長 ○○○○ 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する法令（別紙 3 号）に規定する相当指定等条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変更しようとする相当確認又は相当指定の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 73 号）附則第 3 条第 1 項に規定する相当指定
相当確認又は相当指定を要しようとする汚濁水質基準等	名称：国土交通 Ballast water management system 型式：船 IT-01
汚濁水質基準等の名称又は名称等	東京都市計画区域調整委員会 ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
相当確認又は相当指定を要しようとする時期	2018 年 4 月
備考	処理方式：UV+Filter 相当確認の場合、相当確認を受ける EMS の種類等も記載すること。（関係参考：125-457）

記

相当確認の場合には「相当指定」と「相当確認」と記載すること。

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 不要な文字は、削除すること。
 3 印を記載し、押印することができる。

記載例の新設
 (手続きの明
 確化)

【別紙 5】 型式の変更の承認書様式	【別紙 2】 型式の変更の承認書様式	番号ズレ
【別紙 6】 型式の変更等の届出書様式	【別紙 3】 型式の変更等の届出書様式	〃